

平成31年 第1回

佐野市農業委員会総会議事録

## 佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年1月24日（木）午後2時30分から午後3時06分まで

2. 開催場所 田沼中央公民館 3階展示室

3. 出席委員 (14人)

会長	16番	杉山 忠
委員	3番	遠藤 宏
委員	4番	澁江修身
委員	5番	新井 勉
委員	6番	立川勝美
委員	7番	松本信行
委員	8番	島田俊行
委員	9番	立川久恵
委員	10番	本島光雄
委員	11番	谷 正雄
委員	12番	志賀喜一
委員	13番	相場重雄
委員	14番	島田一男
委員	15番	小堀和彦

4. 欠席委員 (2人)

委員	1番	森下憲一
委員	2番	川上美由紀

## 5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号、報告第2号について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第5号までについて

議題第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議題第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議題第3号 非農地証明願について

議題第4号 佐野市農用地利用集積計画の一部取消しについて

議題第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

## 6. 農業委員会等に関する法律第35条第1項の規定に基づく出席要求による出席者

産業文化部農政課

農政係 主査 横塚一郎

主事補 上原大心

## 7. 農業委員会事務局職員

事務局長 小野 勉

参事 向田一夫

農地調整係 係長 黒田和美

主査 飯塚康夫

主事補 上野川拓朗

## 8. 会議の概要

事務局長

ただいまから、平成31年第1回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。

議長

開会に先立ち、事務局長をして本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。

事務局長

はい、事務局長、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、14名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号1番 森下憲一委員、議席番号2番 川上美由紀の2名でございます。以上でございます。

議長

ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は14名であります。

したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日は、農地利用最適化推進委員14名の方に、傍聴していただいております。

ただいまから、平成31年第1回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号4番 澁江修身委員、議席番号12番 志賀喜一委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、上野川拓朗主事補を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号であります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成31年1月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成31年1月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議をいただく案件は、議案第1号から議案第5号まででございます。

議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成31年1月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第1号について、調査班、お願いします。

調査班

4条111番について報告します。

本申請は、農業用倉庫の建築のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「宅地」、西は「宅地」、南は「畑」、北は「市道幅員4m」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第

1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、不許可の例外事由である農地法施行令第4条第1項第2号イ「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業振興に資する施設として農林水産省令で定めるものの用に供するために行われるものであること」に該当します。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第1号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成31年1月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号

について、調査班、お願いします。

調査班

5条622番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備設置のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑、宅地」、西は「認定外道路幅員2m」、南は「認定外道路幅員2m」、北は「畑、雑種地」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の内容に該当すると思われま。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより、議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号については、転用に係る面積が30aを超えている案件でありますので、許可相当と決定し、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行うこととすることに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第2号は、転用に係る面積が30aを超えている案件でありますので、許可相当と決定し、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行い、許可相当と認める旨の回答書を受理した後、それぞれ他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

平成31年1月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号について、調査班、お願いいたします。

調査班

非農地410番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されております。

願出地の南と西は田ですが、営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成5年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。以上です。

議長

以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第3号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号について、願いのとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第3号は、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第4号「佐野市農用地利用集積計画の一部取消しについて」を議題といたします。議題に入る前にご報告申し上げます。本議案の説明員として、佐野市産業文化部農政課農政係横塚一郎主査、上原大心主事補が出席しておりますので、ご紹介いたします。



(横塚主査、上原主事補 あいさつ)

事務局及び農政課をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 佐野市農用地利用集積計画の一部取消しについて、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第10の4の(1)及び(3)の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

平成31年1月24日提出 佐野市農業委員会会長。

農政課

議案の説明に入らせて頂く前に、簡単ではございますが農用地利用集積計画の取消しの取り扱いについて説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第20条第2項及び基本要綱第10の4は農用地利用集積計画の取消しについての項目となっております。

農業経営基盤強化促進法では農業委員会の決定を基に、市町村が公告を行うことで権利義務が具体的に決定する行政処分とされています。したがって、その行政行為が不当なものであった場合には、行政処分の瑕疵として市町村がこれを取消す必要があります。

また、農用地利用集積計画の取消しは市町村が取消す旨を公告すれば足りませんが、取り扱いとして農業委員会の決定を経てから公告することが適当であるとされています。

取消す農用地利用集積計画は1番 平成〇〇年佐野市告示第〇〇号 2番 平成〇〇年佐野市告示第〇〇号 3番 平成〇〇年佐野市告示第〇〇号 告示された権利の内容は記載のとおりになります。1から3番全てが基盤法により元々利用権設定されていたものの更新分です。

取消しの理由は、当該集積計画において農地中間管理事業により利用権が設定されているにもかかわらず、基盤法の更新分として二重で利用権が設定されていることが判明したためです。

以上をもちまして議案第4号の説明といたします。皆様のご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議長

事務局、農政課の説明が終わりました。これより議案第4号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

6番

立川勝美委員

はい、今回二重に権利が設定されたのはうっかりしていたということでしょうか。

農政課

はい、人為的なミスです。

6 番  
立川勝美委員

それだけということですね。わかりました。

議 長

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 4 号議案第 4 号「佐野市農用地利用集積計画の一部取消しについて」は、依頼のとおり、決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第 4 号「佐野市農用地利用集積計画の一部取消しについて」は、依頼のとおり、決定することにいたしました。起立全員であります。

次に、議案第 5 号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第 5 号の説明をさせます。

事務局

議案第 5 号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

平成 31 年 1 月 24 日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第 5 号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。議案第 5 号利用権設定関係の 4 番、11 番、18 番、47 番、52 番、56 番について議席番号 7 番 松本信行委員が、議事参与の制限に該当します。議案を分割して審議させていただきます。ご了承願います。

議案第 5 号利用権設定関係の 4 番、11 番、18 番、47 番、52 番、56 番について審議します。松本信行委員の退室をお願いします。

(松本信行委員 退室 15 : 02)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

議案第 5 号利用権設定関係の 4 番、11 番、18 番、47 番、52 番、

56番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第5号利用権設定関係の4番、11番、18番、47番、52番、56番は、計画のとおり承認することに決定いたしました。松本信行委員の入室をお願いします。

(松本信行委員 入室15:03)

続きまして、議案第5号の利用権設定関係の4番、11番、18番、47番、52番、56番以外の案件について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

議案第5号の利用権設定関係の4番、11番、18番、47番、52番、56番以外の案件については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第5号の利用権設定関係の4番、11番、18番、47番、52番、56番以外の案件については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

さて、お手元にお配りいたしました「農地法第5条申請に係る意見聴取平成30年(12月分)に対する回答について」をご覧ください。平成30年第12回の定例会において議決し、栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取した案件でございますが、許可相当との意見を得ましたので、他法令との調整のうえ会長専決にて許可書の交付をしたことをご報告いたします。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。平成31年第1回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

15時06分閉会